

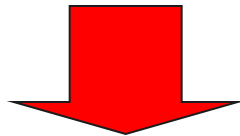
# アンリツにおける トレーサビリティの証明について

2005年11月25日

より抜粋

## 3.3 トレーサビリティの運用確認

どのようにトレーサビリティの確認をしますか？

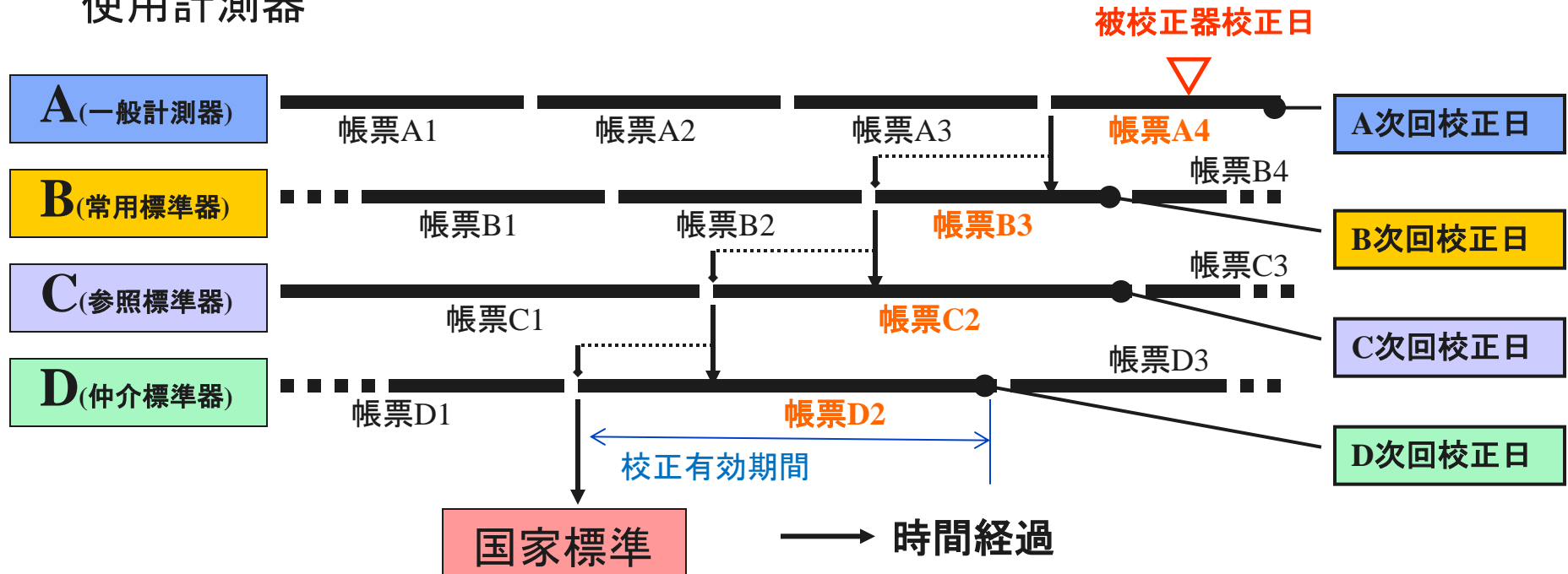


当社では、  
帳票(校正証明書・校正成績書等)に記録されている使用計測器を辿り、  
国家標準・公共検査機関に到達していることを確認します。

### 3.3 トレーサビリティの運用確認

被校正器がAを使用して校正された場合(タイムテーブル)

使用計測器



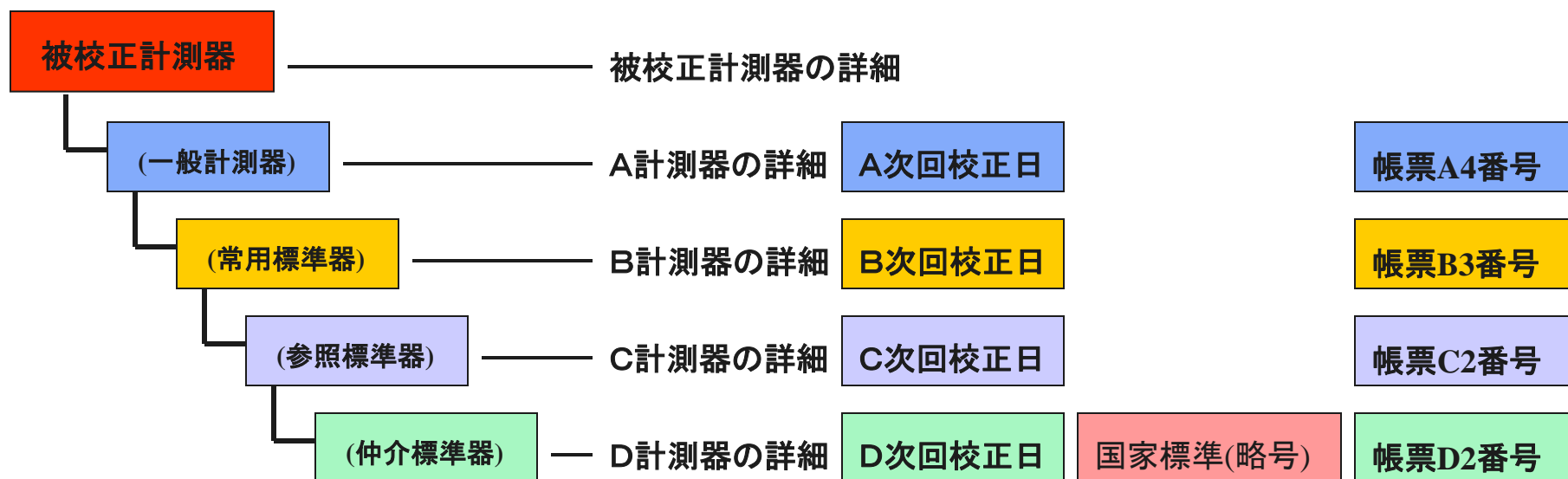
校正有効期間 = 校正周期 + 校正猶予期間 (最大15日間: 注)

注) 校正の際は校正有効期間内に次回校正を行うのが望ましいが、これを実施していくと、校正日が前に前にずれていってしまいます。これを防止するためにアンリツ規定では、「有効年月日(次回校正日)は、有効期限の15日前から有効期限までの間に検査・校正を行った計測器の次回有効期限を現在の有効期限に校正周期を加えた日とすることができる」としています。

### 3.3 トレーサビリティの運用確認

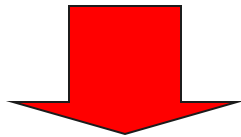
被校正器がAを使用して校正された場合（遷移図と一覧表記述）

下記のようにトレーサビリティを遷移図で表記し、  
関連付けて一覧表に表すことができる



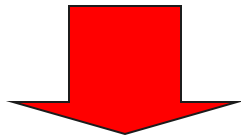
### 3.3 トレーサビリティーの運用確認

当社では、今までトレーサビリティーの遡及確認作業を手作業で行っていた



非常に効率が悪い  
この問題を解決するため

各帳票に記載された使用計測器の記録を  
市販の汎用ソフトを使用してデータベースを構築し、  
トレーサビリティーの遡及確認作業を自動的に行えるようにした。



さらに、検証済みデータを  
トレーサビリティー証明書に生かすことを考えた結果

トレーサビリティーの遡及確認結果から生成した  
トレーサビリティー証明書を開発した。  
当社では「様式-3」と呼んでいる